

440. 危険物が存在する特殊場所の施設(電技)

<危険物が存在する特殊場所の施設>

第68条(粉じんにより絶縁性能等が劣化する事による危険の有る場所における施設):粉じんの多い場所に施設する電気設備は、粉じんによる当該電気設備の絶縁性能又は導電性能が劣化する事に伴う感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。

第69条(可燃性のガス等により爆発する危険の有る場所における施設の禁止):次の各号に掲げる場所に施設する電気設備は、通常の使用状態において、当該電気設備が点火源となる爆発又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。一:可燃性のガス又は引火性物質の蒸気が存在し、点火源の存在により爆発する恐れが有る場所 二:粉じんが存在し、点火源の存在により爆発する恐れが有る場所 三:火薬類が存在する場所 四:セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質を製造し、又は貯蔵する場所

第70条(腐食性のガス等により絶縁性能等が劣化する事による危険の有る場所における施設):腐食性のガス又は溶液の発散する場所(酸類、アルカリ類、塩素酸カリ)、さらし粉、染料若しくは人造肥料の製造工場、銅、亜鉛等の製錬所、電気分銅所、電気めっき工場、開放形蓄電池を設置した蓄電池室又はこれらに類する場所をいう。)に施設する電気設備には、腐食性のガス又は溶液による当該電気設備の絶縁性能又は導電性が劣化する事に伴う感電又は火災の恐れが無いよう、予防措置を講じなければならない。

第71条(火薬庫内における電気設備の施設の禁止):照明のための電気設備(開閉器及び過電流遮断器を除く。)以外の電気設備は、第69条の規定にかかわらず、火薬庫内には施設してはならない。ただし、容易に着火しないような措置が講じられている火薬類を保管する場所にあつて、特別の事情が有る場合は、この限りでない。

第72条(特別高圧の電気設備の施設の禁止):特別高圧の電気設備は、第68条及び第69条の規定にかかわらず、第68条及び第69条各号に規定する場所には、施設してはならない。ただし、静電塗装装置、同期電動機、同期発電機、誘導発電機又は石油の精製の用に供する設備に生ずる燃料中の不純物を高電圧により帯電させ、燃料油と分離して除去する装置、及びこれらに電気を供給する電気設備(それぞれの可燃性のガス等に着火する恐れが無いような措置が講じられた物に限る。)を施設する時は、この限りでない。



電気主任技術者は危険物が存在する場合も把握しておかないといけないのね...

電技という特殊場所とは、爆発性を有するような物質が存在し、電気施設のスパークにより爆発の危険性が有る場所をいう

